

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 23年 9月 29日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府 高槻市 幸町1番1号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) パナソニック フォト・ライティング株式会社 代表取締役社長 堀西 克巳 電話 072 - 682 - 7010					
主たる業種	電球製造業	細分類番号	2 9 4 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第4号						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	生産機器、空調設備等に使用する電力、ガスなどのエネルギーの削減や効率的な使用に取り組む						
計画を推進するための体制	パナソニック株式会社の環境方針の下、社内に環境保護推進委員会及び、その実務組織である省エネルギー委員会を設けている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,578.5 トン	1,562.7 トン	1,546.8 トン	1,531.1 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,235.2 トン	1,561.6 トン	1,545.7 トン	1,530.0 トン	-52.2 パーセント	
	目標の根拠	年平均歩留1%向上 電力モニター活用による電力ロスの削減 空気圧縮機の効率アップと圧力削減による電力の削減					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	製造工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高〔億円〕)	70.15	69.45	68.75	68.07	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	年平均歩留1%向上					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		90.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	年平均歩留1%向上、電力モニター活用による電力ロスの削減 空気圧縮機の効率アップと圧力削減による電力の削減					
	(24)年度	年平均歩留1%向上、電力モニター活用による電力ロスの削減 使用スペース集約によるエネルギーの効率化					
	(25)年度	年平均歩留1%向上、電力モニター活用による電力ロスの削減 電力設備集約による供給ロスの削減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤距離2km圏内自動車通勤禁止					
	上記の措置を採用する理由	徒歩通勤可能距離と考える					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	1.1 トン	1.1 トン	1.1 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	1.1 トン	1.1 トン	1.1 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京都モデルフォレスト運動として大江町「毛原の森」森林保全活動を今年度以降も活動を継続する。(参考：H22年森林吸収計算書添付)						
特記事項	・新たな製造ラインが運用される事により、今後のエネルギーの使用は増加傾向となる予測され、削減施策が頭打ち傾向であるのでエネルギーの生産高原単位向上が削減の重点取組みとなる。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。